

電波法の一部を改正する法律の概要

電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長の措置を講ずる。

背景

- 衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長について、令和2年度予算案における国民生活に密接に関係する施策であり早期に実施できるようにする必要がある。
- また、「電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合」の提言等について、速やかに措置する必要がある。

改正の概要

1. 電波有効利用促進センターの業務の追加

- ・電波有効利用促進センターの業務として、他の無線局と周波数を共用する無線局を当該他の無線局に妨害を与えずに運用するために必要な事項について照会に応ずる業務を追加する。

※ 電波有効利用促進センター: 電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、総務大臣がその申請により指定するもの。総務大臣から情報提供を受けて、無線局の開設等に際し必要となる事項に関する照会・相談に応ずる業務等を実施。

2. 特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加

- ・特定基地局開設料に関する制度の対象として、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を追加する。

※ 特定基地局開設料に関する制度: 申請者が電波の経済的価値を踏まえて開設計画に記載した特定基地局開設料の額を考慮して開設計画の認定をする制度。

3. 技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備

- ・技術基準に適合しない無線設備(不適合設備)が他の無線局の運用を著しく阻害するような妨害を与えた場合に加え、不適合設備を使用する無線局が開設されたならば、他の無線局の運用を著しく阻害するような妨害を与えるおそれがあると認める場合は、無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して必要な措置を勧告できるようにする。

4. 衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長

- ・衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例について、平成32年(令和2年)3月31日までとされている期限を令和4年3月31日まで延長する。